平成２７年（フ）第１６７５号
札幌市北区麻生町１丁目９番７－202号
債務者　荻野　　剛
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６８６号
札幌市清田区平岡４条１丁目３番12号　朝日コーポ103号
債務者　今村愛順こと　玄　　愛順
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６９８号
札幌市厚別区厚別中央５条６丁目３番１－406号
債務者　鳥山つぐみ
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７０６号
北海道江別市野幌代々木町３番地の12
債務者　境谷　桃代
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７１１号
札幌市豊平区中の島２条１丁目２番16－403号
債務者　鈴木　康真
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７１６号
札幌市東区北23条東19丁目２番８－206号
債務者　花井　忠助
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７４３号
札幌市東区北22条東19丁目４番12号　ラフォーレ39－403号
債務者　鈴木　禎旨
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８４号
群馬県伊勢崎市平和町18番18号　ヴィラコーポ・ヤナイ101
債務者　石田　正夫
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８８号
群馬県前橋市富士見町原之郷1068番地７　高山ハイツＮＯ．２　201号
債務者　町田工業こと　町田　　勝
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８９号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕5401番地５　山田貸住宅１号
債務者　中田　祐子（旧姓本木）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９８号
群馬県伊勢崎市山王町1963番地３　ＯＫハイツ山王５
債務者　滝澤　武伸
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９９号
群馬県渋川市金井1989番地３
債務者　上田不二夫
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０６号
群馬県伊勢崎市昭和町4121番地５　ビセンテハウス昭和町105
債務者　服部　　満
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１８３号
群馬県安中市岩井2417番地１　プレミールヴィラ102号
債務者　稲村　勇也
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第８４３号
千葉市若葉区千城台東３丁目17番２棟308号
債務者　須藤麻衣子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８５０号
千葉市美浜区磯辺５丁目６番５棟102号
債務者　石井　照美
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９０６号
千葉県八千代市大和田860番地15　ハイツ大和田201号
債務者　栗田　文江
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係